

科学技術・学術審議会 人材委員会
研究開発イノベーションの創出に関わるマネジメント業務・人材
に係るワーキング・グループの設置について

令和 5 年 10 月 27 日
科学技術・学術審議会
人材委員会決定

1. 趣 旨

大学等における研究力強化を図る観点から、研究者が研究に専念できる環境を確保するため、これまで 10 年以上にわたり、文部科学省においては、リサーチ・アドミニストレーター（URA）を育成・確保するシステムの整備を行ってきた。その結果、令和 3 年度には全国で 1600 人程度の URA が活躍し、一定程度の定着が図られ、また、そのスキルの育成・認定を行う制度の運用も開始されたところである。

一方、近年、大学や研究機関における研究開発マネジメント業務が一層多様化・高度化し、例えば、研究開発マネジメントに関連して、研究セキュリティ/インテグリティ、倫理的・法制的・社会的課題 ELSI (ethical, legal and social implications/issues)、スタートアップ支援、ファンドレイズへの対応が新たに求められるようになってきている。また、URA が、研究推進支援のみならず、研究戦略の策定や大学経営に携わるケースも見られるようになってきている。

そこで、大学・研究機関における研究開発マネジメントに係る業務やそれに携わる人材の実態を把握した上で、現代的要請に対応した形で URA をはじめとした研究開発マネジメントを担う人材の育成を行い、そうした人材の一層の定着、各機関における位置づけの明確化を図っていくため、必要な措置について検討する。

2. 検討事項

- (1) 研究開発イノベーションの創出に関わるマネジメント業務の多様化を踏まえた、当該業務を担う人材の在り方について
- (2) 研究開発マネジメントを担う人材の育成方策について

3. 設置期間

令和 5 年 10 月～令和 7 年 2 月（第 12 期人材委員会終了まで）（予定）

4. WG 委員等について

- (1) 科学技術・学術審議会人材委員会運営規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、人材委員会主査の指名により、WG 委員は別紙のとおりとする。
- (2) 同規則第 2 条第 3 項の規定に基づき、WG の主査は人材委員会主査が指名する。
- (3) WG の主査は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
- (4) 前各項に定めるもののほか、WG の運営に関し必要な事項は、WG の主査が定める。

5. 事務局

WG の事務局は、科学技術・学術政策局人材政策課人材政策推進室にて行う。

(別紙)

科学技術・学術審議会 人材委員会
研究開発イノベーションの創出に関わるマネジメント業務・人材
に係るワーキング・グループ 委員名簿

稲垣 美幸	金沢大学先端科学・社会共創推進機構准教授
桑田 薫	東京工業大学理事・副学長
◎小泉 周	自然科学研究機構競争戦略統括本部特任教授（統括U R A）
重田 育照	筑波大学副学長・理事
杉原 伸宏	信州大学副理事
高木 真人	公益社団法人日本工学会理事
野口 義文	学校法人立命館理事、立命館大学副学長
正城 敏博	大阪大学共創機構教授・渉外部門長

※ ◎：主査

(50音順、敬称略)

(オブザーバー)

小長谷 幸 科学技術振興機構人財部科学技術イノベーション人材育成室長